

公 用 保 存

小・中学校および義務教育学校

**特別支援学級・通級指導教室
教育課程編成ガイドブック**

【別冊：関係通知等】

令和2年(2020年)3月

滋賀県教育委員会

目 次

特別支援教育の関係通知等

【文部科学省】

- 学校教育法施行令の一部改正について（通知）
平成 14 年 4 月 24 日 1
- 学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）
平成 18 年 3 月 31 日 4
- 学校教育法施行規則第 73 条の 21 第 1 項の規定による特別の教育課程について定める
件の一部を改正する件について（概要） 6
- 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注
意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）
平成 18 年 3 月 31 日 7
- 「発達障害」の用語の使用について
平成 19 年 3 月 15 日 9
- 特別支援教育の推進について（通知）
平成 19 年 4 月 1 日 10
- 「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）
平成 21 年 2 月 3 日 16
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）
平成 23 年 6 月 24 日 18
- 障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）
平成 23 年 8 月 5 日 21
- 共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報
告）概要
平成 24 年 7 月 23 日 23
- 病気療養児に対する教育の充実について（通知）
平成 25 年 3 月 4 日 30
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について（通知）
平成 25 年 6 月 28 日 32
- 学校教育法施行令の一部改正について（通知）
平成 25 年 9 月 1 日 33
- 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）
平成 25 年 10 月 4 日 36

【参考資料】

- 本県における望ましい就学指導のあり方について（提言）滋賀県就学指導委員会
平成 25 年 2 月 28 日 42

【文部科学省】

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）
平成 28 年 12 月 9 日 55

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）	平成 30 年 8 月 27 日	62
○学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドラインの策定について	平成 30 年 12 月 27 日	67
○学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン		69
○学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）	平成 31 年 3 月 20 日	86
○学校における医療的ケアの今後の対応について（別添）		88
○小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）	平成 31 年 3 月 29 日	108
【参考になる資料・サイト】		128

特別支援教育の関係通知等

○ 学校教育法施行令の一部改正について（通知）

14 文科初第 148 号
平成 14 年 4 月 24 日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
国立久里浜養護学校長

文部科学事務次官 小野 元之

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成 14 年 4 月 24 日付けをもって政令第 163 号として公布されました。その改正の趣旨及び内容は、下記のとおりですので十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても、改正の趣旨及び内容について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、社会のノーマライゼーションの進展、教育の地方分権の推進等の特殊教育を巡る状況の変化を踏まえて、障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう就学指導の在り方を見直すためのものです。具体的には、次のような改正を行うものです。

- 1 医学、科学技術の進歩等を踏まえ、教育学、医学の観点から盲・聾・養護学校に就学すべき障害の程度（以下「就学基準」という。）を改正したこと。
- 2 就学基準に該当する児童生徒について、その障害の状態に照らし、就学に係る諸事情を踏まえて、小学校又は中学校（以下「小・中学校」という。）において適切な教育を受けることができる特別の事情があると市町村の教育委員会が認める場合には、小・中学校に就学させることができるよう就学手続を弾力化したこと。
- 3 障害のある児童の就学に当たり、市町村の教育委員会は専門家の意見を聴くものとしたこと。

第2 改正の内容

1 就学基準の見直し（第22条の3関係）

学校教育法に基づき同法施行令において規定される就学基準は、盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の障害種ごとに規定されているが、各々の障害ごとに医学や科学技術の進歩等を踏まえた内容に見直すこととしたこと。

(1) 視覚障害

矯正視力0.1未満の者を一律に盲者とする規定を改め、「両眼の視力がおおむね0.3未満又は視力以外の視機能障害が高度で、拡大鏡等を使用しても文字等を認識することが不可能又は著しく困難な程度」の者を盲者と規定したこと。

(2) 聴覚障害

両耳の聴力レベルが100デシベル以上のものを一律に聾者とするのを改め、「両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等を使用しても通常の話声を理解することが不可能又は著しく困難な程度」の者を聾者と規定したこと。

(3) 知的障害

知的障害者の判断は、現在既に日常生活等の適応性の観点から考慮に入れて行われており、その観点を法令上明確にするため、知的発達の遅滞の程度が中度以上等と規定することを改め、「知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度」の者及びその程度に至らないが「社会生活への適応が著しく困難」な者を知的障害者と規定したこと。

(4) 肢体不自由

上肢・下肢など身体各部位ごとに障害を判断する規定を改め、障害の状態を上肢、下肢を含め全身で捉え総合的に判断することとし、「補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度」の者を肢体不自由者と規定したこと。

(5) 病弱

医療等に要する期間の予見が困難になっていることに加えて、入院期間の短期化と入院の頻回化傾向がみられることを踏まえ、「六月以上」医療又は生活規制を必要とする程度の者を病弱者とする規定を改め、「継続して」医療又は生活規制を必要とする程度の者を病弱者と規定したこと。

2 就学手続の見直し

就学基準に該当する児童生徒で市町村の教育委員会が小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）については、小・中学校に就学することとしたことに伴い、規定の整備を行うこととしたこと。

(1) 入学期日等の指定に係る手続（第5条、第6条、第11条、第14条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者で、①就学基準に該当しない者、②就学基準に該当する者のうち、その者の心身の故障の状態に照らして、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに小・中学校の入

学期日を通知することとしたこと。

また、就学基準に該当する者については、市町村の教育委員会が都道府県の教育委員会に対し盲・聾・養護学校に就学させるべき旨を通知することとするが、このうち、認定就学者については当該通知を行わないこととしたこと。その通知を受けた都道府県の教育委員会は、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに盲・聾・養護学校の入学期日を通知することとしたこと。

(2) 転学手続（第6条、第6条の3、第6条の4、第11条の3、第12条の2、第14条関係）

今回の改正により就学基準に該当する児童生徒が認定就学者として小・中学校に就学することになったことに伴い、盲・聾・養護学校に在学している児童生徒が障害の状態の変化により認定就学者に該当することとなった場合及び小・中学校に認定就学者として就学している者がその障害の状態が変化したことにより認定就学者に該当しなくなった場合等の転学の手続を整備することとしたこと。

3 専門家の意見の聴取（第18条の2関係）

障害の種類、程度等の判断について専門的立場から調査・審議を行うために就学指導委員会が設置されている現状も踏まえ、その位置付けの明確化を図るとともに、一人一人の障害の状態等に関する専門家の意見を踏まえて適切に就学指導が行われることが必要であることから、市町村の教育委員会は、教育学、医学、心理学その他の心身の故障のある児童生徒の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとしたこと。

4 施行期日（附則関係）

改正令は平成14年9月1日から施行するものであること。

○ 学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）

17 文科初第 1177 号
平成 18 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長
錢谷 眞美

学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）

このたび、別添 1 のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年文部科学省令第 22 号）」（以下「改正規則」という。）が、平成 18 年 3 月 31 日に公布され、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。また、別添 2 のとおり「学校教育法施行規則第 73 条の 21 第 1 項の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件（平成 18 年文部科学省告示第 54 号）」（以下「改正告示」という。）が、平成 18 年 3 月 31 日に告示され、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

(1) 平成 14 年に文部科学省が実施した全国実態調査においては、小学校及び中学校の通常の学級において、学習障害（以下「LD」という。）・注意欠陥多動性障害（以下「ADHD」という。）等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約 6 パーセント程度の割合で在籍している可能性が示されている。こうした状況を踏まえ、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍している LD 又は ADHD の児童生徒であって、一部特別な指導を必要とする者については、適切な指導及び支援の充実を図るため、改正規則による改正前の学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（以下「旧規則」という。）第 73 条の 21 に基づく特別の指導（以下「通級による指導」という。）を実施することができることとする必要があること。

あわせて、旧規則第 73 条の 21 第 2 号に規定する情緒障害者については、その障害の原因及び指導法が異なるものが含まれていることから、この分類を見直す必要があること。

(2) 障害のある児童生徒の状態に応じた指導の一層の充実を図り、障害の多様化に適切に対応するため、通級による指導を行う際の授業時数の標準を弾力化するとともに、LD 又は ADHD の児童生徒に対して通級による指導を行う際の授業時数の標準を設定する必要があること。

第2 改正の内容

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

- ① 通級による指導の対象となる者として、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者に加え、これらに該当する児童生徒についても通級による指導を行うことができることとする。 (改正規則による改正後の学校教育法施行規則（以下「新規則」という。）第73条の21第6号及び第7号関係)
- ② 旧規則第73条の21第2号に規定される情緒障害者については、「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等教育局長通知）において「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」に該当する者を対象としてきたところである。しかし、近年、これらの障害の原因及び指導法が異なることが明らかになってきたことから、上記一に該当する者を「自閉症者」とし、上記二に該当する者を「情緒障害者」として分類を見直すこと。(新規則第73条の21第2号及び第3号関係)
- ③ ①及び②の改正に伴い、旧規則第73条の21各号の規定を整備すること。(新規則第73条の21第4号、第5号及び第8号関係)

(2) 学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）の一部改正

通級による指導において行うこととしている障害に応じた特別の指導については、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導及び障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導のそれぞれについて授業時数の標準を定めているところであるが、障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までとすること。

また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとすること。(改正告示による改正後の学校教育法施行規則第73条の21の規定による特別の教育課程について定める件2関係)

第3 留意事項

- (1) 児童生徒が新規則における通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たっての留意事項については、別に通知するものであること。
- (2) 通級による指導においては、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行い、特に必要な場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うこととする位置づけについては、変更がないこと。

○ 学校教育法施行規則第 73 条の 21 第 1 項の規定による特別の教育課程について定める
件の一部を改正する件について（概要）

〔※学校教育法施行規則第 73 条の 21 は現在の学校教育法施行規則第 140 条〕

1. 改正の趣旨

学校教育法施行規則第 73 条の 21 に基づくいわゆる「通級による指導」について、児童生徒の障害の状態に応じた指導の充実を図るため、指導時間数の弾力化を図るとともに、平成 18 年度より新たに対象となる LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）の児童生徒に対する指導時間数を定める。

2. 改正の概要

平成 5 年文部省告示第 7 号は、「通級による指導」の指導内容及び指導時間の標準について、「自立活動」（注）に係る指導を年間 35～105 単位時間（週 1～3 単位時間程度）、さらに「教科指導の補充」に係る指導を実施する場合には「自立活動」に係る指導時間と併せて年間 280 単位時間（週 8 単位時間程度）まで行うことを定めている。本告示につき、以下の 2 点について改正を行う。

(1) 「自立活動」及び「教科指導の補充」に係る指導時間枠の弾力化

児童生徒の障害に応じたより適切な教育を実施する観点から、「自立活動」及び「教科指導」を併せた指導時間数の標準のみを規定する。（下図参照）

(2) LD 及び ADHD の児童生徒に対する指導時間数の標準の設定

LD 及び ADHD の児童生徒については、月 1 単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、指導時間数の標準を年間 10 単位時間（月 1 単位時間程度）の指導を下限とし、上限は既に通級による指導の対象となっている障害種と同様に年間 280 単位時間（週 8 単位時間程度）とする。（下図参照）

<現 行>		<改正案>	
指導内容	標準年間指導時間	指導内容	標準年間指導時間
自立活動	年間35～105単位時間 (週1～3単位時間程度)	自立活動 及び 教科指導 の補充	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度) (LD等:年間10～280単位時間) (月1～週8単位時間程度)
教科指導 の補充	自立活動と併せておおむね 合計280単位時間以内 (週8単位時間程度)		
計	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度)		

注 「自立活動」とは、障害に基づく困難を主体的に改善・克服するために必要な知識技能等を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う指導を指す。具体的には言語障害者に対する発音・発語指導などを指す。

3. 施行日

平成 18 年 4 月 1 日

○ 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

17 文科初第 1178 号
平成 18 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長
錢谷 眞美

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者
又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

このたび、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒を、その障害の状態に応じて行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）の対象とすることができること等について、学校教育法施行規則の一部改正等を行い、その改正等の趣旨、内容及び留意事項について、「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 文科初第 1177 号初等中等教育局長通知）をもってお知らせしたところです。

この改正に伴い、児童生徒が通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、遺漏のないようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

学校教育法施行規則第 73 条の 21 の規定に基づく通級による指導は、「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号初等中等教育局長通知）（以下「291 号通知」という。）に掲げる者に加え、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても対象とするとともに、通級による指導の対象となる情緒障害者については、これまで、291 号通知においてその障害の程度を「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は、「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として示してきたところであるが、今般、上記一を自閉症者と、上記二を情緒障害者として整理することとしたこと。

自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者については、それぞれ以下の（1）の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。また、これらの児童生徒を含め、通級による指導を行うに際しての留意事項については、以下の（2）のとおりであること。

なお、291 号通知の記の第 1 の 2 の b の（1）の「イ 情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、以下の（1）の「ア 自閉症者」又は「イ 情緒障

害者」に該当するものとする。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

(1) 障害の種類及び程度

ア 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 留意事項

通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。

ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は 291 号通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等により各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

(3) その他

情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。

○ 「発達障害」の用語の使用について

「発達障害」の用語の使用について

平成 19 年 3 月 15 日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

今般、当課においては、これまでの「LD、ADHD、高機能自閉症等」との表記について、国民のわかりやすさや、他省庁との連携のしやすさ等の理由から、下記のとおり整理した上で、発達障害者支援法の定義による「発達障害」との表記に換えることとしましたのでお知らせします。

記

1. 今後、当課の文書で使用する用語については、原則として「発達障害」と表記する。
また、その用語の示す障害の範囲は、発達障害者支援法の定義による。
2. 上記 1 の「発達障害」の範囲は、以前から「LD、ADHD、高機能自閉症等」と表現していた障害の範囲と比較すると、高機能のみならず自閉症全般を含むなどより広いものとなるが、高機能以外の自閉症者については、以前から、また今後とも特別支援教育の対象であることに変化はない。
3. 上記により「発達障害」のある幼児児童生徒は、通常の学級以外にも在籍することとなるが、当該幼児児童生徒が、どの学校種、学級に就学すべきかについては、法令に基づき適切に判断されるべきものである。
4. 「軽度発達障害」の表記は、その意味する範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、今後当課においては原則として使用しない。
5. 学術的な発達障害と行政政策上の発達障害とは一致しない。また、調査の対象など正確さが求められる場合には、必要に応じて障害種を列記することなどを妨げるものではない。

○ 特別支援教育の推進について（通知）

19 文科初第 125 号
平成 19 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長
錢谷 眞美
(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよ

う努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受けられる可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害

のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

○ 「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）

20 文科初第 1167 号

平成 21 年 2 月 3 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

各都道府県知事 殿

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長

金森 越哉

(印影印刷)

「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）

「情緒障害者」を対象とする特別支援学級（以下、「情緒障害特別支援学級」とする。）については、学校教育法第 81 条第 2 項及び「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号、以下「291 号通知」という。）により、対象とすべき障害の程度を定め、各学校において対象となる児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導が行われてきているところです。

自閉症等（自閉症及びアスペルガー症候群などのそれに類するもの、以下同じ。）を対象とする特別支援学級については、これまで、「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので」とともに対応する学級として、「情緒障害特別支援学級」等の名称が用いられてきましたが、在籍者数などの実態を踏まえ、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という名称とし、以下のように取り扱うこととしました。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等への周知にもご配慮ください。

記

1. 情緒障害特別支援学級における障害種の明確化

291 号通知において、特別支援学級の対象としている「キ 情緒障害者」を、「キ 自閉症・情緒障害者」と改める（別紙 1 参照）。

2. 留意事項

(1) 1. の取扱いは、現行の特別支援学級の枠組みや対象となる障害の程度等を変更するものではなく、各学校においては従前どおり、設置している学級において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を実施するものとする。

(2) 各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、特に情緒障害特別支援学級を設置している学校に対し、上記の趣旨を周知するとともに、各学校に対し適切な対応がなされるよう助言すること。

ただしこの取扱いについては、現在各学校において情緒障害特別支援学級に対して

使用している学級名（「わかくさ学級」「なかよし学級」などの呼称）を変更するものではないこと。（対応例としては、学校要覧や学校案内のパンフレットなどに、「情緒障害特別支援学級」の表記がある場合に、修正等の適切な対応を求めることなどが考えられる。）

(3) 国連において毎年4月2日が「世界自閉症啓発デー」とされたことを受け、各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の学校、教職員、保護者等に対し、自閉症を含む発達障害についての正しい理解啓発を促進するよう努めること（別紙2参照）

その際、(独)国立特別支援教育総合研究所に開設した「発達障害教育情報センター」(<http://icedd.nise.go.jp/blog/>)等を積極的に活用すること。

*別紙1、2：省略

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）

23初特支第7号

平成23年6月24日

各都道府県教育委員会 殿
各指定都市教育委員会 殿
各都道府県知事 殿
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
大学又は高等専門学校
を設置する各地方公共団体の長 殿
各国公私立大学長 殿
各国公私立高等専門学校長 殿
各公立大学法人の理事長 殿
大学又は高等専門学校を
設置する各学校法人の理事長 殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

藤野 公之

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

千原 由幸

(印影印刷)

文部科学省高等教育局高等教育企画課長

義本 博司

(印影印刷)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「法」という。）については、平成23年6月14日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同日衆議院で可決、同17日に参議院で可決成立し、本日別紙1（概要については別紙2）のとおり公布され、平成24年10月1日から施行することとされております。教育関係部分については下記のとおりですので、十分に了知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。また、障害者虐待の防止等に当たっては、都道府県及び市町村の障害保健福祉主管部局並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）を所管する関係部局等と連携いただきますようお願いいたします。

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学長及

び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、法について、それぞれ域内の市町村教育委員会、所轄の学校、学校法人及び学校施設会社等に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、別紙3のとおり厚生労働省社会・援護局長より各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛てに通知されておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

記

第1 法制定の趣旨

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とするものであること。

第2 法の概要（教育関係部分）

1 国及び地方公共団体の責務等（法第4条関係）

国及び地方公共団体における責務等について、以下のとおり定めること。

(1) 障害者虐待の予防及び早期発見等を行うための関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること。

（第1項関係）

(2) 障害者虐待の防止等の職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材等の確保及び資質の向上を図るための関係機関の職員の研修等の必要な措置を講ずるよう努めること。（第2項関係）

(3) 障害者虐待に係る通報義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。（第3項関係）

2 障害者虐待の早期発見等（法第6条関係）

国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者が、障害者虐待の早期発見等に努めなければならないこと等を定めること。

3 就学する障害者に対する虐待の防止等（法第29条、第30条関係）

学校、認定こども園の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処する

ための措置など当該学校、認定こども園に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

4 施行期日（法附則第1条関係）

法は、平成24年10月1日から施行すること。

5 検討（法附則第2条関係）

政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度については、法の施行後3年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、法の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

*別紙1～3：省略

○ 障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）

23文科初第626号

平成23年8月5日

各都道府県教育委員会 殿

各指定都市教育委員会 殿

各都道府県知事 殿

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

小中高等学校を設置する学校設置会社を

所轄する構造改革特別区域法第12条第

1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

文部科学省初等中等教育局長

山中伸一

(印影印刷)

障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）

このたび、「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年法律第90号。以下「改正法」という。）が、平成23年8月5日に公布され、一部を除き同日に施行されることに伴い、別添のとおり内閣府より通知が発出されたところです。教育部分の改正について、第1の改正の概要のとおり、同日に施行されますので、十分に御了知の上、適切な対応を図るようお願いします。

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人学長及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、改正法について、域内の市町村教育委員会、所管又は附属の学校等に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の概要（法第16条(教育)）

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- (2) 国及び地方公共団体は、(1)の目標を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこととしたこと。
- (3) 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒

との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないこととしたこと。

- (4) 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならないこととしたこと。

第2 今後の対応

就学手続きに関して、今般の障害者基本法の改正や中央教育審議会の審議等を踏まえ、文部科学省において、速やかに制度改正等を行うことを検討していること。

*別添および参考資料：省略

○ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要

平成 24 年 7 月 23 日
初等中等教育分科会

はじめに

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等について記述

1. 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

・障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

・特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の○1 から○3 までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

○1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を

活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

○2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

○3 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

・基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

・今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期：

就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期：

短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談・支援

・子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

・乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

・就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育

学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

・現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。

・就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

・就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。

・本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3) 一貫した支援の仕組み

・可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4) 就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

・都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。

・就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1) 「合理的配慮」について

・条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

・障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

・「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第 24 条第 1 項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

・「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

・移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

(2) 「基礎的環境整備」について

・「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。

・共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

(3) 学校における「合理的配慮」の観点

・「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

・現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。

・複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

(4) 「合理的配慮」の充実

・これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・

教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。

・「合理的配慮」は、その障害のある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、それについても研究していくことが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要である。

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保

・多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。

・通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。

・特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。

・医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。

・通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要である。

・幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

(2) 学校間連携の推進

・域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。

・特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育シ

システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。

・域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

(3) 交流及び共同学習の推進

・特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。

・特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

(4) 関係機関等との連携

・医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

(1) 教職員の専門性の確保

・インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

・すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

・学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していく必要がある。

・特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、

採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

・特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

(3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置

・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

○ 病気療養児に対する教育の充実について（通知）

24 初特支第 20 号
平成 25 年 3 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長殿

各都道府県知事殿

附属学校を置く各国立大学法人学長殿

構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

大山 真未

病気療養児に対する教育の充実について（通知）

近年、医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入退院を繰り返す者、退院後も引き続き治療や生活規制が必要なために小・中学校等への通学が困難な者への対応など、病弱・身体虚弱の幼児児童生徒で病院等に入院又は通院して治療を受けている者（以下「病気療養児」という。）を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、このたび、政府の第二期がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月）等に基づき、厚生労働省において、全国 15 か所の「小児がん拠点病院」の指定が別添のとおり行われました。現在、診療機能の充実及びより良い診療体制の整備のため、このような専門医療の集約化、ネットワーク化が進められつつあります。

については、今後の病気療養児への指導等の在り方について、「病気療養児の教育について（平成 6 年 12 月 21 日付文初特第 294 号）」（以下「病気療養児の教育についての通知」という。）により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意いただきたい事項について下記のとおり整理しましたので、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して、周知を図るようお願いいたします。

記

<1>省略

<2>病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応

感染症への対策などの治療上必要な対応や継続的な通院を要するため、病院を退院後も学校への通学が困難な病気療養児に対し、以下について適切に対応すること。

(1) 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、病弱者を対象とする特別支援学校、小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級、通級による指導などにより、当該病気療養児のための教育環境の整備を図ること。

(2) 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、当該病気療養児に対する指導に

当たり、訪問教育やICT等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行うこと。

(3) 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、退院後にあっても当該病気療養児への教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保すること。

(4) 教育委員会等は、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等が行う上記(1)～(3)の取組に対し、必要な助言又は援助を行うこと。

<3>その他

上記のほか、教育委員会等は、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対し、「病気の子どもを理解のために(全国特別支援学校病弱教育校長会及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所作成)」等の資料を周知するなど、病気療養児に対する教育についての理解啓発に努めること。

*別添：省略

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について（通知）

25 文科初第 464 号

平成 25 年 6 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

各指定都市教育委員会教育長 殿

各都道府県知事 殿

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

独立行政法人教員研修センター理事長 殿

文部科学省初等中等教育局長

布村 幸彦

(印影印刷)

このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「本法」という。）は、平成 25 年 6 月 26 日に公布され、一部を除き平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、別添のとおり内閣府より通知が発出されたところです。

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、本法の内容について、域内の市町村教育委員会、所管の学校等に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、今後政府としての基本方針等を策定する予定ですので、策定後には改めて周知させていただきます。

○ 学校教育法施行令の一部改正について（通知）

25 文科初第 655 号
平成 25 年 9 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山中 伸一

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成 25 年 8 月 26 日付けをもって政令第 244 号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のもをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成25年9月1日から施行すること。

第3 留意事項

1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

*【参考：障害者基本法（抄）】：省略

○ 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

25 文科初第 756 号

平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

構造改革特別区域法第 12 条

第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長

前川 喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認

定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要

な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情

を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められ

ていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修

を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的 to 実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

○本県における望ましい就学指導のあり方について（提言）

平成25年2月28日
滋賀県就学指導委員会

I. はじめに

平成24年7月24日、滋賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）より滋賀県就学指導委員会（以下「県就学指導委員会」という。）に対して「本県における望ましい就学指導のあり方について」に係る審議要請があった。県就学指導委員会では、同委員会のもとに「望ましい就学指導のあり方検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、県内市町における就学指導経験者からなるメンバー構成により、県内における就学指導の課題および提言事項について審議を深めた。係る背景には、次のとおり、本県における就学の状況および近年の国の動向がある。

1. 本県における就学の状況

- (1) 表1のとおり、平成13年から平成23年の10年間の特別支援学校在籍者の増加率は、全国公立特別支援学校が1.39倍に比して本県は約1.80倍と、伸び率は全国一となっている。中でも知的障害のある児童生徒の増加傾向が大きく、知的障害および肢体不自由を対象とした知肢併置校8校における在籍者数が急増している。

〔表1〕 特別支援学校在籍者増加倍率（H13～H23）全国・本県比較

区 分	H13（人数）	H23（人数）	増加倍率
◆全国公立特別支援学校（980校）	88,171	122,269	1.39
◆滋賀県立特別支援学校（14校）	1,072	1,930	1.80
うち知肢併置8校	880	1,635	1.86
知肢併置8校の平均	110	204	1.85

- (2) 表2のとおり、平成13年から平成23年の10年間の小・中学校における特別支援学級在籍者の増加率は、全国公立小・中学校が2.02倍に比して本県は2.41倍と高率となっており、本県では特別支援学校のみならず、特別支援学級在籍者においても著しい増加の現状がある。

〔表2〕 特別支援学級在籍者増加倍率（H13～H23：公立小中学校）全国・本県比較

◆全 国		知的	肢体	病虚	弱視	難聴	言語	自情	合計
小学校 単 位 ; 人	H13	33,006	2,178	1,212	139	745	1,155	13,833	52,268
	H23	55,252	3,221	1,608	292	913	1,373	44,669	107,328
	倍率	1.67	1.48	1.33	2.10	1.23	1.19	3.23	2.05
中学校 単 位 ; 人	H13	17,613	638	475	55	323	56	5,271	24,431
	H23	28,281	1,079	662	93	369	118	16,810	47,412
	倍率	1.61	1.69	1.39	1.69	1.14	2.11	3.19	1.94
小 中 学 校	倍率	1.65	1.53	1.35	1.98	1.20	1.23	3.22	2.02

◆ 本 県		知的	肢体	病虚	弱視	難聴	言語	自情	合計
小学校 単 位 ; 人	H13	518	68	38	5	15	0	145	789
	H23	1,177	63	22	19	20	0	746	2,047
	倍率	2.27	0.93	0.58	3.80	1.33	-	5.14	2.59
中学校 単 位 ; 人	H13	260	28	13	0	0	0	49	350
	H23	414	25	12	5	11	0	230	697
	倍率	1.59	0.89	0.92	-	-	-	4.69	1.99
小 中 学 校	倍率	2.04	0.92	0.67	4.80	2.07	-	5.03	2.41

2. 本県における就学指導上の課題

- (1) インクルーシブ教育システム（障害のある子とない子がともに学ぶ仕組）の構築
- (2) 市町の状況に応じた望ましい就学相談システムの構築
- (3) 適正規模の就学相談の実施
- (4) 障害の種別・程度の判定に係る統一の見解の確立
- (5) 就学相談関係者への研修の充実
- (6) 地域の学校の受け入れ体制等の整備

3. 近年の国の動向

- (1) 国においては、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえて、平成23年8月に障害者基本法が改正され、教育について規定する第16条が以下のとおり改正された。

（教育）

第16条

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(2) 文部科学省では、障害者権利条約の批准に向けて、平成 22 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会に対して障害者の権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方についての審議要請が行われ、平成 24 年 7 月 23 日には、初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」として報告されたところである。（参考資料 1 ; p14）

こうした状況を踏まえ、今回、県就学指導委員会は、ワーキンググループにおける審議・検討の結果に基づいて県教育委員会への提言を取りまとめた。

本提言は、県教育委員会が、就学指導の責任と権限を有する市町教育委員会に対して適切な支援や助言等を行う際や、県教育委員会と市町教育委員会が連携協力して望ましい就学指導を進めていく際のポイントと考えられる事項を列挙したものである。

こうした提言事項が、先述の中教審報告にある「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである」との理念に基づき、本県における望ましい就学指導と、そのための体制整備の推進に良い効果をもたらすことを期待するものである。

Ⅱ. 本県における望ましい就学指導のあり方について

～県教育委員会への 6 つの提言～

1. 就学指導における基本的な方向性

特別支援学校や特別支援学級在籍者が近年増加している本県では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念である、可能な限り障害のある子が障害のない子とともに教育を受けられることを実現するために、就学指導のあり方を見直していく必要がある。

〔提言 1〕 インクルーシブ教育システム構築に向けた就学指導の見直し

市町教育委員会は、障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指して、可能な限り障害のある子が障害のない子とともに教育を受けられる学びの場へ就学することを基本に、就学指導を見直す必要がある。県教育委員会は、その実現のために市町教育委員会を支援していく必要がある。

2. 望ましい就学相談システムの構築

(1) 市町の状況に応じた望ましい就学相談システムの構築

就学相談対象者の増加等により、就学相談において障害の種別や程度の客観的判定、保護者への情報提供と意向聴取、就学先に係る合意形成等を適切かつ効率的に行うことが困難になってきている。このため、県教育委員会は、市町の就学相談システムが持つ長所や短所を整理し、地域の実態に応じた望ましいシステムの構築を支援することが必要で

ある。

【提言 2】 市町の状況に応じた望ましい就学相談システムの構築

県教育委員会は、市町ごとに異なる就学相談システムを調査して、市町の状況に応じた望ましいシステムの構築を支援する必要がある。

(2) 就学相談の対象者のスクリーニングと「指標」の作成

本県の新就学者における就学相談対象者の割合は、平成 21～23 年度の 3 か年ともに就学予定者の 6%を超え、全国と比して平均 3.14 ポイント高い。(参考資料 2・3 ; p16)

このことは、就学先決定に係る就学相談の中に、日常的な支援のあり方等を相談すべき発達相談や教育相談に係る内容のものが含まれていると考えられる。相談に携わる関係機関は、発達相談・教育相談・就学相談の違いを理解し、段階を踏まえた相談を行うとともに、県教育委員会は就学相談の対象とするか否かを判断するための「指標」の作成について検討を行う必要がある。

【提言 3】 就学相談の対象者のスクリーニングと「指標」の作成

市町教育委員会は、発達相談から就学相談に至る段階的な相談体制の構築を目指す必要がある。県教育委員会は、就学相談の対象と判断するための障害に係る「指標」作成について検討を行う必要がある。

(3) 障害の程度を明確に表す状態像の統一的理解

特に増加が著しい知肢併置特別支援学校、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者については、就学や入級が望ましいとされる状態像が市町ごとに異なっていると見受けられる。このことから、県教育委員会は障害の程度を明確に表す状態像について検討し、全県における統一的理解を図る必要がある。

【提言 4】 障害の程度を明確に表す状態像の統一的理解

県教育委員会は、障害の程度を明確に表す状態像について検討し、全県における統一的理解を図る必要がある。

3. 就学相談関係者の専門性の向上

就学相談対象者は先述のとおり増加しており、相談内容も多様化している。このことから、就学相談員は、多様な相談のニーズに応じて適切に情報提供を行うことができる知識とともに、保護者の話を受容的に傾聴しつつ、専門的なアドバイスを行える高度な相談の力量を兼ね備えている必要がある。また、在籍校園や関係機関においても、就学相談の段階を踏まえた果たすべき役割を明確にして、特別支援教育コーディネーターを中心に、就学相談に主体的に関わっていくことが求められる。

【提言 5】 就学相談関係者の専門性の向上

県教育委員会および市町教育委員会は、就学相談員や校園の特別支援教育コー

ディネーターを対象に、就学相談に係る知識や技術について全県レベル、市町レベルでの研修を行う必要がある。

4. 多様で柔軟な仕組の整備と就学指導委員会の役割の検討

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、可能な限り障害のある子が障害のない子とともに教育を受けられるよう就学指導を行っていくためには、個別の教育支援計画等を活用して、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組を整備することが重要である。

また、就学指導委員会は、その機能を拡充し、就学先の決定のみならずその後の一貫した支援についても重要な役割を果たす「教育支援委員会（仮称）」とする方向性が中教審分科会報告において示されていることから、県教育委員会および市町教育委員会は、今後、就学指導委員会のあり方と果たすべき役割についても検討していくことが重要である。

【提言 6】 多様で柔軟な仕組の整備と就学指導委員会の役割の検討

県教育委員会は、インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を見据え、特別支援教育の体制整備について、今後も市町教育委員会と連携して取り組んでいくことが重要である。また、就学指導委員会はその機能を拡充し、就学先の決定のみならずその後の一貫した支援についても重要な役割を果たす「教育支援委員会（仮称）」とする方向性が示されていることから、県教育委員会および市町教育委員会は、就学指導委員会のあり方と果たすべき役割について検討していくことが重要である。

Ⅲ. 具体的な手立て

（「望ましい就学指導のあり方検討ワーキンググループ報告」より）

(1) 早期からの支援体制の構築

在籍校園および医療や保健、福祉などの関係機関においては、早期から対象者への適切な支援を行うことにより、障害による学習上および生活上の困難を克服、改善し、可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもと多くの時間をともに学習できる姿を目指すことが望まれる。

また、発達支援センター等における支援や、専門家による在籍校園巡回相談等の発達相談・教育相談機能の充実により、早期から適時に相談や支援を行うとともに、対象者への支援方針や支援方策を在籍校園、保護者、関係機関が共有し、支援体制を構築していけるよう工夫することが大切である。

(2) 相談の段階的な移行

保護者からの相談については、相談に携わる機関が、順に発達相談→教育相談→就学相談→入学相談といった各々の段階を踏まえた相談を行うことにより、日常的な支援の手立てや情報等を保護者と共有することが大切である。また、相談のスタイルも、保護者の話を受容的に傾聴する相談から、順次、就学に係る専門的なアドバイスを含む示

峻的な相談へと移行させていくことが大切である。

(3) 就学相談の対象者のスクリーニングと指標の作成

特別な支援を要する対象者のすべてが特別支援学校や特別支援学級への就学相談の対象となるものではないことから、在籍校園や関係機関では、どの対象者についても最初の相談は発達または教育相談とし、日常の育ちや相談の経過、発達検査結果等を踏まえて就学相談の対象とするか否かをスクリーニングすることが大切である。県教育委員会は、就学相談の対象と判断するための障害に係る「指標」の作成について検討を行う必要がある。

また、就学相談の対象者として判断するためには、在籍校園における個別の支援計画または個別の教育支援計画、個別の指導計画等（以下、「個別の教育支援計画等」という。）に基づく指導や相談を積み重ね、障害に係る学習上、生活上の配慮すべき課題等について校園内委員会で検討したうえで保護者に説明し、就学相談の必要性についての共通理解を得たうえで対象とすることが必要である。

(4) 在籍校園の役割の明確化

就学相談においては、対象者の障害に係る実態を最もよく把握し、就学相談のみならず様々な保護者との面談を日常的に行っている在籍校園が重要な役割を担っている。

在籍校園においては、市町における就学相談システムや相談上の配慮事項等について、全職員の共通理解を図るとともに、保護者の意向聴取、就学指導委員会等の専門家の意見による障害の種別および程度の判定に基づき、関係機関と連携しつつ、主体的に保護者との合意形成を進めていくことが望まれる。このため、県教育委員会および市町教育委員会は、就学指導委員会等の関係機関が適時に在籍校園の行う校園内就学相談をフォローアップできるよう、体制整備を行うことが大切である。

(5) 在籍校園におけるコーディネーターの役割の強化

在籍校園においては、特別支援教育コーディネーターが相談窓口となり、本人や保護者のニーズを把握するとともに、校園内および関係機関等の教育的資源を活用して可能な限りの支援体制を構築し、個別の教育支援計画等に基づく適切な支援の実現に努めることが大切である。また、そうした支援の積み重ねが校園内における就学相談方針に密接に関わることから、日頃から保護者と十分連携し、説明と合意に基づく指導、支援となるよう留意する必要がある。

(6) 就学相談システムの改善

県教育委員会は、市町ごとに異なる就学相談システムを調査して、それぞれの市町の状況に応じた望ましいシステム構築ができるよう、支援を行う必要がある。さらに、市町就学相談担当者からのシステム構築に係る相談に対して必要な助言を行う場を設けるなど、より具体的に支援を行うことが望まれる。

また、県教育委員会は、『障害のある子どもの就学指導の手引（県教育委員会発行）』等を活用した研修を積極的に行うなど、就学相談に係る関係者に対して就学相談の基礎的事項の周知徹底を図るとともに、市町教育委員会が、各関係機関の役割や就学相談の流れ、在籍校園と就学予定校や関係機関との連携等、就学相談システムについて学校園および関係機関への周知や保護者への情報提供を適切に行うことについて、必要な助言を行うことが必要である。

(7) 対象者についての詳細な実態把握

障害の種別および程度の客観的な判定のためには、関係機関との連携を図りつつ作成された個別の教育支援計画等を保護者の同意を得て活用するなど、これまでの発達の伸び、関係機関における相談支援の経過、将来的な支援の見通し等に係る多面的な情報を参考資料とし、さらに現在の学習状況や日常生活への適応、対人関係の様子等について就学相談に係る関係者が観察訪問を行うなど、対象者についての詳細な実態把握を行うことが大切である。

また、就学指導委員会等が行う障害の種別および程度の判定において、発達検査の結果に比して日常生活への適応や対人関係面での育ちが十分とはいえない場合など、場面や状況により生起する能力に均質性がなく、障害の状態像が把握しにくい対象者については、その要因等について慎重に調査審議したうえで判定を行うことが望ましい。

(8) 保護者への客観的な情報提供と合意形成

特別支援学校や特別支援学級への就学が望ましいとされる障害の種別および程度は学校教育法施行令等によって規定されていることから、就学先決定に係る保護者の意向尊重は、これらの学びの場について必要な情報提供や、就学相談を十分に行ったうえでの尊重でなければならない。

したがって、就学相談においては、保護者の心情に配慮しつつ、対象者の障害の種別および程度の状況や望ましい就学先のあり方等について、客観的かつ明確に伝えるとともに、今後の支援のあり方についても同時に話し合うなど、就学先決定に至るまで慎重かつ丁寧に相談を行い、本人や保護者との合意形成を行うことが大切である。

(9) インクルーシブ教育システム理念に基づく就学先決定のあり方の見直し

本県の特別支援学校および特別支援学級在籍者は近年急増しているが、その背景の一つには、より柔軟な教育課程編成が行える学びの場へのニーズの高まりから、以前よりも比較的軽度と思われる対象者が就学、入級していることが考えられる。今後はこうした就学先決定のあり方を見直すとともに、既に就学している対象者についても、可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場でともに学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムの理念に照らして、適切な就学となるよう就学指導委員会等でフォローアップしていくことが大切である。

同様に、就学基準に該当すると判定された対象者が地域の小中学校に就学している

場合も、個に応じた適切な指導が行えているかどうかをフォローアップしていくことが大切である。

いずれの場合も、就学相談に係る関係者は、将来の自立や社会参加、就労までを見据えて、現段階ではどのような力をつけていくことが大切か、といった情報提供を含め、丁寧な就学相談を行うことが求められており、必要な場合は一度の就学相談で完結するのではなく、発達相談、教育相談、就学相談を適切に繰り返しながら、在籍校園、就学予定校および関係機関等が共通理解を図り、保護者へと働きかけていくことが大切である。

(10) 就学先についての判断が困難な場合

就学相談において、対象者の望ましい就学先についての判断が困難な場合には、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに教育を受けられる学びの場への就学とし、対象者の適応の様子や教育的支援のあり方を勘案しつつ、必要に応じて就学相談を継続することが望ましい。

なお、こうしたインクルーシブ教育システムの理念に基づいた就学先決定に際しては、受け入れ先の学校における必要な教育的環境の整備が求められることから、障害の状態や教育的ニーズへの対応方針、また学校や地域の実情等に照らして、本人および保護者に対し、期待できる教育内容や支援等についての十分な説明を行い、あらかじめ必要な理解を得ておくことが大切である。

(11) 特別支援学校や特別支援学級の対象とならない障害に係る周知徹底

特別支援学校や特別支援学級の対象となる主たる障害には、LD、ADHD、家庭状況による二次的課題、環境要因による諸課題は含まれないことについて、県教育委員会は市町教育委員会と連携して、就学相談に係る関係者に周知徹底を図ることが必要である。在籍校園においては、LD、ADHD等は通常の学級での支援や通級による指導等による指導の充実を、その他の課題のある児童生徒は通常の学級の在籍としつつ可能な限りの支援が行えるよう、校園内での支援体制の充実を目指すことが大切である。ただし、児童生徒の学習上、生活上の困難が環境要因によるものか、障害特性によるものかについては、十分な精査を行うことが大切である。

(12) 障害の程度を明確に表す状態像の統一的理解

特に本県で増加が著しい知肢併置特別支援学校在籍者および知的障害特別支援学級在籍者、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者については、就学や入級が望ましいとされる状態像が市町ごとに異なっていると見受けられる。

このため、県教育委員会は障害の程度を明確に表す状態像について検討し、全県における統一的理解を図る必要がある。

(13) 十分な情報提供を行ったうえでの学校見学および判定後の体験学習の実施

学びの場に関する適切な情報は、就学相談の進捗状況によって変化することがある。このため、就学相談に係る在籍校園や関係機関等は、就学予定校の見学や体験学習を保護者および本人に勧める際には、現段階での相談進捗状況を理解し、事前に保護者および就学予定校等に対してその目的を説明したうえで実施することが大切である。特に、就学指導委員会等での判定前の段階で、保護者や就学予定校への事前説明のないまま、学校見学、体験学習等を勧めるなどして、その後の就学相談に混乱をきたすことがないよう留意する必要がある。

また、就学指導委員会等での判定後に、望ましいと判断された就学予定校において学校見学や体験学習を行う際には、学校事情等を理由に暗に受け入れを拒むような対応は厳に慎むべきであり、誠実に対応しなければならない。入学相談は、発達相談→教育相談→就学相談といった段階を踏んだ後の最終段階であることを踏まえ、保護者と学校とがこれからの信頼関係を築き、保護者が安心して就学を迎えられるよう、県教育委員会は市町教育委員会と連携して、各校への周知徹底を図ることが大切である。

(14) 就学相談関係者への研修の充実による保護者への適切な就学相談

就学相談関係者は、障害の種別および程度の客観的な判定、通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校といった学びの場の違い、各市町における就学までの流れ等、就学相談に係る制度や必要事項を保護者に情報提供ができるよう、把握しておく必要がある。

就学相談の関係者が、こうした情報提供を適時に行うとともに適切な就学相談を行うためには、一様に十分な知識や技能を有している必要があることから、県教育委員会は市町教育委員会とともに、全県レベル、市町レベルで研修を行うことが大切である。

(15) 小中学校における児童生徒の実態に応じた教育課程の編成への支援

就学相談を経て特別支援学校への就学や特別支援学級への入級を決めた対象者の保護者は、個に応じた特別な教育課程編成に大きな期待を抱いておられることから、就学予定校はその期待に最大限応える努力を行うことが求められる。

しかし、異学年、多人数の児童生徒で構成される小中学校の特別支援学級においては、通常の学級における交流及び共同学習の実施も含め、複雑な教育課程となることが多い。また、特別支援学級担任は、特別支援学校教員や通常の学級担任と比べて校内で少数であり、担任同士が相談し合って適切な教育課程編成を行うことが難しい。こうしたことから、各校における教育課程編成の最終的な責任と権限を有する校長は、編成する特別な教育課程編成についてその内容を熟知し、特別支援学級担任に対して適切な指導ができるように努めることが求められる。さらに、各校では特別支援学校のセンター的機能を有効に活用し、専門性を生かした助言を得て、特別支援学級における指導力向上に努めることが大切である。

県教育委員会は、市町教育委員会と連携して『特別支援教育ガイドブック（県教育委員会発行）』等を活用し、特別支援学級新担任研修を行ったり、管理職研修を行ったりして、各校における適切な教育課程編成を支援することが大切である。

(16) 柔軟な就学先の変更と弾力的な運用による多様な学びの場の工夫

就学相談に係る関係者は、就学時に決定した学びの場が固定したものではなく、対象者の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、年度替わりに柔軟に就学先の変更ができることについて共通理解しておく必要がある。例えば、特別支援学校や特別支援学級に在籍している対象者について、適切な指導の積み重ねの結果、障害による学習上や生活上の困難の改善、集団適応の向上等が見られた場合には、その改善や適応の状況に応じて、校内委員会での検討や保護者の同意のもと、教科等のねらいが十分達成できるかどうか留意しつつ交流及び共同学習を徐々に増やして、次年度からの就学先の変更を検討していくことが考えられる。就学先の変更に係る就学相談の実施にあたっては、個別的教育支援計画等を有効に活用し、保護者とともに、対象者の現段階における教育的ニーズや合理的配慮となる事項は何かを十分検討することが大切である。

また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、個別的教育支援計画等を作成・活用した支援を行い、必要に応じて特別支援教育支援員による支援、通級による指導、特別支援学級の弾力的運用による学習など、各校で活用できる教育的資源を十分活用し、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに教育を受けられる学びの場での学習が継続できるよう、工夫して支援を行うことが大切である。

(17) インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備の推進

発達障害等により特別な支援を要すると想定される児童生徒が、通常の学級に6.5%程度在籍（H23年度文部科学省調査）している現状においては、今後、インクルーシブ教育の推進に伴って就学先決定のあり方が見直されることを契機として、さらにその数が増加していくことが予想される。

こうした中で、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容や方法の改善、充実を図るためには、どの子どもも学ぶ喜びを感じることができる授業改善や、みんなの居心地やつながり、雰囲気高めあえる学級経営、教員が互いの指導力を高め合える校内体制の推進、各校を支える関係機関との連携協力、必要な研修機会の確保、各市町をつなぐ情報共有、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備など、特別支援教育全体の推進が必要である。

県教育委員会は、今後、インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を見据えつつ、就学先決定のあり方を含む特別支援教育の体制整備について、さらに市町教育委員会と十分連携して取り組んでいくことが重要である。

(18) インクルーシブ教育システム構築に向けた就学指導委員会のあり方の検討

一般的に就学相談は、義務教育段階での就学先決定に係る相談であり、義務教育終了後の進路については、中学校もしくは特別支援学校中学部が進路指導として直接担っ

ていることが多い。とりわけ中学校から多数の生徒が進学する高等学校では、発達障害等のある生徒への支援について体制整備に努めているものの、小中学校に比してその整備状況はまだ十分とは言い難いことから、義務教育終了後の進路について不安を抱える本人や保護者は多い。また、中学校では通常の学級に在籍し、障害に係る特別な支援を受けていた生徒が、高等学校では特別な教育課程編成が行えない、通級による指導が受けられない等の理由によって特別支援学校高等部や高等養護学校に進学する例や、特別支援学校高等部や高等養護学校に進学することをあらかじめ見通して中学校段階での就学先を検討する例などもある。このように就学相談は、卒業後を見通した進路とも不可分に関わっている。さらに本県では、障害のある人を対象とした福祉施設の充実や一般就労の推進など、教育のみならず、医療・福祉・労働とも連携し、一貫した取組が必要な課題も多い。

中教審初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月 23 日）においては、今後、就学指導委員会を、その機能を拡充し、就学先の決定のみならずその後の一貫した支援についても重要な役割を果たすものと位置付けて「教育支援委員会（仮称）」とする方向性が示されている。

これらのことから、県教育委員会および市町教育委員会においては、今後とも国の動向を見据えつつ、就学指導委員会のあり方と果たすべき役割について、さらに検討していくことが重要である。

参考資料 1

◎文部科学省初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（概要）（平成 24 年 7 月 23 日）より抜粋

（前略）

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談・支援

- ・子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。
- ・乳児期から幼児期にかけて子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

- ・就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- ・現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。
- ・就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ・就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。
- ・本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3) 一貫した支援の仕組み

- ・可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4) 就学相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

- ・都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。
- ・就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

(後略)

参考資料 2

○新就学者（新小1）における就学指導委員会等の調査審議対象者率

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	全国	本県	全国	本県	全国	本県
新就学者総人数	1,148,704	14,493	1,128,143	14,195	1,055,813	13,970
市町村就学指導委員会等 調査審議対象者人数※	37,480	901	37,055	980	34,008	845
調査審議対象率	3.26%	6.22%	3.28%	6.90%	3.22%	6.05%

※文部科学省調査「平成21～23年度 通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査」による。

市町村就学指導委員会等の調査審議および実際の就学先の状況等を把握することを目的として文部科学省が実施している「通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査」結果（H21～H23年度調査）による全国と本県の比較では、本県における新就学者の調査審議対象者の割合は3ヵ年ともに就学予定者の6%を超え、全国と比して平均3.14ポイント高い。

参考資料 3

○本県市町就学相談内容ごとの対象人数 単位：人 ※毎年度10月調べ

相談内容	平成21年	平成22年	平成23年	計
小学校段階就学に係る相談	554	543	586	1,683(66.5%)
中学校段階進学に係る相談	155	140	165	460(18.2%)
在学中の在籍変更に係る相談	95	109	81	285(11.3%)
教育対応に係る相談	52	29	23	104(4.1%)
合計	856	821	855	2,532

本県における市町就学相談の実施方法等は市町によって異なるが、就学相談は障害のある幼児児童生徒を対象に次年度の就学先について保護者の意見を聴取するとともに、専門家による障害の種別程度の判断を行うために開催されており、就学指導委員会において対象者の望ましい就学先について審議を行うための重要な相談となっている。本県では、就学相談に来談されたものの、就学先の相談を行うまでに至らず、教育対応に係る相談となった者が3ヵ年で104人となっている。

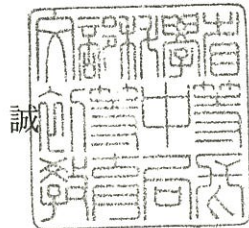


28文科初第1038号
平成28年12月9日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校及び中等教育学校を設置する学校設置会社
を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属高等学校を置く各国立大学法人学長
附属中等教育学校を置く各国立大学法人学長
附属特別支援学校高等部を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第34号）【別添1】及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）【別添2】が、平成28年12月9日に公布され、平成30年4月1日から施行することとされました。

改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知されるよう願います。

記

I 改正の趣旨

今回の制度改正は、平成28年3月の高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方

策について（報告）」（平成28年3月 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）（以下「協力者会議報告」という。）を踏まえ、現在、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようにするものである。

具体的には、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとするとともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部（必履修教科・科目等を除く。）に替えることができることとし、また、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする。

あわせて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行うものであるとの趣旨を明確化するため、改正を行うものである。

II 改正の概要

第1 高等学校における通級による指導の制度化

1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）の一部改正

(1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、規則第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができること。（規則第140条関係）

(2) 規則第140条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができること。（いわゆる「他校通級」）（規則第141条関係）

2 学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号。以下「告示」という。）の一部改正

- (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記1の(1)に該当する生徒に対し、規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

ただし、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第3款の1に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第4款の4、5及び6並びに同章第7款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。（本文関係）

- (2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。（3関係）

第2 障害に応じた特別の指導の内容の趣旨の明確化

1 告示の一部改正

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。（1関係）

Ⅲ 留意事項

第1 高等学校における通級による指導の制度化関係

1 単位認定・学習評価等について

- (1) 改正後の規則第140条の規定により特別の教育課程を編成し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領を参考として実施すること。

また、現在、高等学校学習指導要領の改訂について中央教育審議会で審議がなされているが、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて（報告）」（平成28年8月26日教育課程部会）別紙6における記述をふまえ、高等学校学習指導要領の改訂（平成29年度末を予定）等においては、以下について記述を盛り込む予定であるため、この方向性を踏まえて

対応いただきたいこと。

- ・ 高等学校における通級による指導の単位認定の在り方については、生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならないものとする。
- ・ 生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とすること。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とすること。

(2) 通級による指導を受ける生徒に係る週当たりの授業時数については、当該生徒の障害の状態等を十分考慮し、負担過多とならないよう配慮すること。

(3) 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。

2 実施形態について

(1) 通級による指導の実施形態としては、①生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、②他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、③通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられる。実施に当たっては、対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と通常の授業の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な形態を選択すること。

(2) 他校通級の場合の取扱いについては、通級による指導を受ける生徒が在学する学校の設置者が適切に定め、当該定めに従って実施すること。

(3) 他校通級の生徒を受け入れる学校にあっては、当該生徒を自校の生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該

生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適正に管理すること。また、当該生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。

さらに、当該生徒が在学する学校において単位の認定を行うに当たっては、当該記録の内容や通級による指導の担当教員から得た情報、通常の学級における当該生徒の変化等を総合的に勘案し、個別に設定された目標の達成状況について評価すること。

- (4) 他の設置者が設置する学校において他校通級を行う場合には、生徒が在学する学校の設置者は、当該生徒の教育について、あらかじめ他校通級を受け入れる学校の設置者と十分に協議を行うこと。

3 担当する教員について

- (1) 通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有する者である必要があり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要であるが、特定の教科の免許状を保有している必要はないこと。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいこと。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、その担当教員が、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級（他校通級の場合にあっては、在籍している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (3) 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、任命権を有する教育委員会が、兼務発令や非常勤講師の任命等により、当該教員の身分の取扱いを明確にすること。
- (4) 通級による指導の担当教員の専門性向上のため、既に多くの教育委員会において実施されている高等学校段階の特別支援教育推進のための研修について、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた研修対象者の拡充や研修内容の充実に努めること。また、高等学校と特別支援学校の間で教員の人事交流を計画的に進めるなどの取組も有効であること。

4 実施に当たっての手続き等について

- (1) 通級による指導の対象となる生徒の判断手続等については、協力者会議報告に示された、①学校説明会における説明、②生徒に関する情報の収集・行動場面の観察、③生徒と保護者に対するガイダンス、④校内委員会等におけ

る検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒や保護者との合意形成といったプロセス等を参考として、各学校や地域の実態を踏まえて実施すること。

(2) 通級による指導の実施に当たっては、教育支援委員会等の意見も参考に、個々の障害の状態及び教育的ニーズ等に応じて適切に行うこと。また、生徒の障害の状態及び教育的ニーズ等の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮すること。なお、通級による指導の対象とすることが適当な生徒の判断に当たっての留意事項等については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付文部科学省初等中等教育局長通知）【別添3】を参照されたい。

5 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・引継ぎ等について

(1) 対象生徒に対する支援内容に係る中学校からの引継ぎや情報提供のための仕組み作りが必要であることから、市区町村教育委員会においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、都道府県教育委員会とも連携しながら、通級による指導の対象となる生徒の中学校等在籍時における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や引継ぎを促進するなどの体制の構築に努めること。なお、学習指導要領の改訂についての中央教育審議会における審議においては、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成する方向で議論されていることを踏まえること。

(2) 高等学校においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を就職先・進学先に引き継ぎ、支援の継続性の確保に努めること。

6 その他

(1) 高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置をはじめ、学校全体として特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備に努めること。また、通級による指導を受ける生徒の心理的な抵抗感を可能な限り払拭するよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、個々の取組を認め合えるような学校・学級経営に努めること。

(2) 通級による指導を行うに当たっては、中学校等との連携を図ることが重要であり、通級による指導を受ける生徒の卒業した中学校等や近隣の中学校等との間で、通級による指導をはじめとした特別支援教育に関する情報交換や研修会の機会を設けることも有効であること。

(3) 都道府県教育委員会（市区町村立の高等学校がある地域においては、当該市区町村の教育委員会を含む。）においては、専門家チームや教育支援委員会による助言、巡回相談の実施、障害者就業・生活支援センター、NPO等の関係機関とのネットワークの活用、学校教育法第74条に基づく特別支援学校のセンター的機能の強化等により、高等学校への支援体制の強化に努めること。

(4) 通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となること。すなわち、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めること。

第2 告示1ただし書きの改正の趣旨について

改正前のただし書きは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であることを明示する趣旨であるが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう、規定を改め、その趣旨を明確化したものである。

したがって、当該改正部分は、高等学校のみならず、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程においても十分に留意することが必要であり、各設置者においては、各学校が通級による指導を教科等の内容を取扱いながら指導を行う場合にも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行われるよう周知及び指導を徹底すること。

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局

特別支援教育課 企画調査係

磯谷、内田

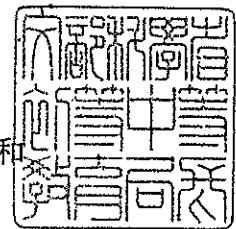
電話 03-5253-4111（内線3193）



30文科初第756号
平成30年8月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第27号)が、平成30年8月27日に公布され、同日施行されました(別添参照)。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 改正の趣旨

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月24日付け30文科初第357号・障発0524第2号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)をもってお知らせしたとおり、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において、障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と

福祉の一層の連携を推進する方策について検討を行い、本年3月に同プロジェクトとしての報告を取りまとめたところである。

当該報告では、連携推進方策の一つとして、学校において作成される個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して作成されるよう、必要な規定を省令に置くこととされた。

これを踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を改正し、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導（以下単に「通級による指導」という。）が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体（以下「関係機関等」という。）と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとするものである。

第2 改正の概要

- 1 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画（学校と関係機関等との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該幼児児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとする。 （新第134条の2関係）
- 2 1の規定について、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒に準用すること。 （新第139条の2、新第141条の2関係）
- 3 施行時点において、すでに学習指導要領等に基づき作成されている個別の教育支援計画については、新第134条の2、新第139条の2又は新第141条の2の規定により作成されたものとみなすこと。 （附則第2項関係）

第3 留意事項

- 1 個別の教育支援計画に関する基本的な考え方
 - (1) 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
 - (2) 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。

- (3) 各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

2 個別の教育支援計画の作成

- (1) 作成に当たっては、保護者と十分相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載すること。その際、学校と保護者や関係機関等とが一層連携を深め、切れ目ない支援を行うため、本人や保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- (2) 学校と保護者との間で当該児童生徒等に対する支援の考え方を共有するため、作成した個別の教育支援計画については、保護者に共有することが望ましいこと。

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

- (1) 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられること。
- (2) 各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定すること。
- (3) 個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。
- (4) 個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。なお、放課後等デイサービス事業者との連携に当たっては、「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について」（平成 27 年 4 月 14 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び生涯学習政策局社会教育課連名事務連絡）をもって周知した「放課後等デイサービスガイドライン」（平成 27 年 4 月厚生労働省。今後、厚生労働省において放課後等デイサービス事業者と学校との連携方策についてより明確化するなどの改定が行われる予定。）も参考とすること。

- (5) 児童生徒等が利用する指定障害児通所支援事業者においては、本人や保護者の意向、本人の適性、障害の特性等を踏まえた通所支援計画を作成していることから、本人や保護者の同意を得た上で、こうした計画について校内委員会等で共有することも考えられること。その際、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際の加算（関係機関連携加算）が充実されていることにも留意すること。
- (6) 地域においては、相談支援専門員等が、障害のある児童生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられること。なお、「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成 24 年 4 月 18 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡）にあるとおり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いしたいこと。

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくこと。

また、各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。

5 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画については、記載された個人情報漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理すること。

個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。

6 個別の教育支援計画の様式

個別の教育支援計画については、引き続き地域の実情に応じて設置者等が定める様式によって作成されたいこと。なお、障害のある児童生徒、不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等についての支援計画をまとめて作成する場合は、「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」（平成30年4月3日付け29文科初第1779号文部科学省初等中等教育局長通知）において示した参考様式を活用することも有効であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111（内線3193）

別添：省略



事務連絡
平成30年12月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局教科書課

学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイド
ラインの策定について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）等が平成31年4月1日から施行され、学習者用デジタル教科書が制度化されることから、文部科学省においては、学校及び教育委員会等が学習者用デジタル教科書の導入を検討し、また、実際に使用する際に参考となるよう、その効果的な活用の在り方や、導入に当たっての留意点等について「『デジタル教科書』の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン検討会議」を開催し、検討してまいりました。

この検討の成果として、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」を策定し、文部科学省ホームページにおいて公開しましたので、お知らせします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人及び各公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、御周知願います。

掲載ページの URL :

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/139/houkoku/1412207.htm

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話：03（5253）4111 内線：2576

学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン（概要）

1. ガイドラインの趣旨等

各学校・教育委員会や個々の教師が、それぞれ創意工夫を生かし、児童生徒の学習を充実させたり、教科書の内容へのアクセシビリティを高めたりするための道具の一つとして学習者用デジタル教科書を活用することを目指す。

2. 学習者用デジタル教科書の制度概要

(1) 学習者用デジタル教科書に関する法令改正の概要 等

3. 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方について

(1) 新学習指導要領におけるICTの活用の在り方

新学習指導要領の実施を見据え、「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」や「第3期教育振興基本計画」において、ICT利活用のための基盤の整備を推進。

(2) 学習者用デジタル教科書・学習者用デジタル教材の主な学習方法等の例

- 学習者用コンピュータで使用することにより可能となる学習方法
(拡大表示, 書き込み, 保存・表示, 機械音声読み上げ, 背景色・文字色の変更・反転, ルビ 等)
- 他の学習者用デジタル教材と一体的に使用することにより可能となる学習方法
(音読音声, 文章や図表等の抜き出し, 動画・アニメーション, ドリル・ワークシート 等)
- 他のICT機器等と一体的に使用することにより可能となる学習方法
(大型提示装置等に画面表示, ネットワーク環境を利用して書き込み等を共有 等)

(3) 学習者用デジタル教科書の活用方法の例

- 個別学習の場面
(試行錯誤する, 写真やイラストを細部まで見る, 学習内容の習熟の程度に応じた学習を行う)
- グループ学習の場面
(自分の考えを見せ合い共有・協働する)
- 一斉学習の場面
(前回授業や既習事項の振り返りを行う, 必要な情報のみを見せる, 自分の考えを発表する)
- 特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減
(教科書の内容へのアクセスを容易にする)
- その他
(学習内容の理解を深めたり興味関心を高めたりする, 教師の教材準備や黒板への板書の時間を削減し児童生徒に向き合う時間を増やす, 児童生徒の学習の進捗・習熟の程度や学習の過程を把握する)

4. 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点について

- (1) 学習者用デジタル教科書を使用した指導上の留意点
- (2) 学習者用デジタル教科書を使用する教職員の体制等の留意点
- (3) 児童生徒の健康に関する留意点
- (4) 特別な配慮を必要とする児童生徒等が使用する際の留意点
- (5) 学習者用デジタル教材についての留意点
- (6) ICT環境についての留意点

学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン

平成 30 年 12 月

文 部 科 学 省

目次

はじめに	1
1. ガイドラインの趣旨等	2
2. 学習者用デジタル教科書の制度概要	2
(1) 学習者用デジタル教科書に関する法令改正の概要	2
(2) 学習者用デジタル教科書の定義	3
(3) 学習者用デジタル教科書の制度化の内容	4
(4) 学習者用デジタル教科書に関する著作権法の改正	5
3. 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方について	6
(1) 新学習指導要領における ICT の活用の在り方	6
(2) 学習者用デジタル教科書・学習者用デジタル教材の主な学習方法等の例	6
(3) 学習者用デジタル教科書の活用方法の例	7
(個別学習の場面)	8
(グループ学習の場面)	9
(一斉学習の場面)	9
(特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減)	9
(その他)	10
4. 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点について	11
(1) 学習者用デジタル教科書を使用した指導上の留意点	11
(2) 学習者用デジタル教科書を使用する教職員の体制等の留意点	12
(3) 児童生徒の健康に関する留意点	12
(4) 特別な配慮を必要とする児童生徒等が使用する際の留意点	13
(5) 学習者用デジタル教材についての留意点	13
(6) ICT 環境についての留意点	14
終わりに	15

はじめに

- 教科書は、各教科の学習における主たる教材として法律による使用義務が課せられ、基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するものである。これからも学校教育において重要な役割を果たしていくものであり、児童生徒の学習の充実のため、社会の変化にも対応しながら、常により良いものとなるよう改善していくことが必要である。
- 超スマート社会(Society5.0)というかつてなく大きな社会の変革を見据え、人材育成の在り方、学校の在り方についても議論が進められる¹中、2020年度からは新学習指導要領²が順次実施され、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、豊かな創造性を備えた持続可能な社会の創り手を育成する観点も踏まえ、児童生徒に生きる力を育むことが各学校に求められることとなる。また、特別な配慮を必要とする児童生徒等が教科書の内容にアクセスしやすい環境を実現することが重要である。
- 新学習指導要領の総則においては、ICT(情報通信技術)環境を整備する必要性が規定されるなど、教育の情報化の重要性が一層増しており、これまで紙によるものを前提としていた教科書についても、「教科書へのICTの活用の在り方」という観点から学習者用デジタル教科書について検討が行われ³、2019年度から、一定の基準の下で、必要に応じ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる制度が実施されることとなった。
- 教育の情報化の進展に伴い、大型提示装置(プロジェクタや電子黒板等)、学習者用コンピュータ、デジタル教材などのICTが日々の授業風景に当たり前溶け込みつつあるが、昨今、教育における人工知能(AI)、ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組(いわゆる「EdTech」)の活用が推進されるなど、より一層多様なICTを活用する機会が増えている。
- このような流れの中で、各教科の学習における主たる教材である教科書についても学習者用デジタル教科書としてICTの特性・強み⁴が生かされることにより、学習者用デジタル教科書をプラットフォームとして多様なICTを関連付けて捉え、授業全体の流れの中で紙とデジタルを適切に組み合わせることで、授業研究・指導計画の充実や見直しのきっかけとなることが期待される。

¹ 「Society 5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」(平成30年6月5日、Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会、新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース)

² 小学校学習指導要領(平成29年告示)、中学校学習指導要領(平成29年告示)、高等学校学習指導要領(平成30年告示)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年告示)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年告示予定)。

³ 『『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議 最終まとめ』(平成28年12月)

⁴ 「ICTの特性・強みとしては、①多様で大量の情報を収集、整理・分析、まとめ表現することなどができ、編集・再利用が容易であること、②時間や空間を問わずに、音声・画像・データ等を蓄積・送受信できるという時間的・空間的制約を超えること、③距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりができるという、双方向性を有することが挙げられる。」(「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ」(平成29年8月))

1. ガイドラインの趣旨等

- 本ガイドラインは、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 39 号)の公布⁵を受け、学校・教育委員会等が学習者用デジタル教科書の導入を検討し、また、実際に使用する際に参考となるよう、その効果的な活用の在り方や、導入に当たっての留意点等について、実践事例の調査研究結果等も踏まえ、有識者による検討の成果をまとめたものである。
- 本ガイドラインを参考としながら、各学校・教育委員会や個々の教師が、それぞれ創意工夫を生かし、児童生徒の学習を充実させたり、教科書の内容へのアクセシビリティを高めたりするための道具の一つとして学習者用デジタル教科書を活用することを目指す。
- なお、本ガイドラインとともに、「学習者用デジタル教科書実践事例集」⁶も参照し、具体的な授業場面における学習者用デジタル教科書の効果的な活用方法等について理解を深めることが望ましい。
- また、本ガイドラインは学習者用デジタル教科書を対象とするものであるが、学習者用デジタル教科書は、学習者用コンピュータを始め他の ICT とともに活用されるものである。ICT 環境整備に関する手引きや、ICT 活用に関する実践事例集などについては、これまでに多くの蓄積があり、必要に応じてこれらも活用することが望ましい⁷。

2. 学習者用デジタル教科書の制度概要⁸

(1) 学習者用デジタル教科書に関する法令改正の概要

- 紙の教科書は、各教科の学習における主たる教材として、基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するものであり、法令上、他の教材とは異なる以下のような位置付けを有している。
 - ① 各学校において使用しなければならないこと。
 - ② 文部科学大臣による検定を経る必要があること。
 - ③ 義務教育段階においては児童生徒に対して無償で給与されること。
 - ④ 国から教科書発行者に対して、発行の指示、定価の認可等が行われること。
 - ⑤ 著作・編集等に当たって、著作権の権利制限が認められていること。
- 今般の学校教育法等の一部改正等においては、学習者用デジタル教科書を制度化するための規定が整備されたが、上記のような紙の教科書の位置付けに変更はなく、これまでどおり、紙の教科書は学校教育において重要な役割を果たしていく。

⁵ 法律の公布は 2018 年 6 月 1 日、施行は 2019 年 4 月 1 日。

⁶ 2018 年度中に作成予定。

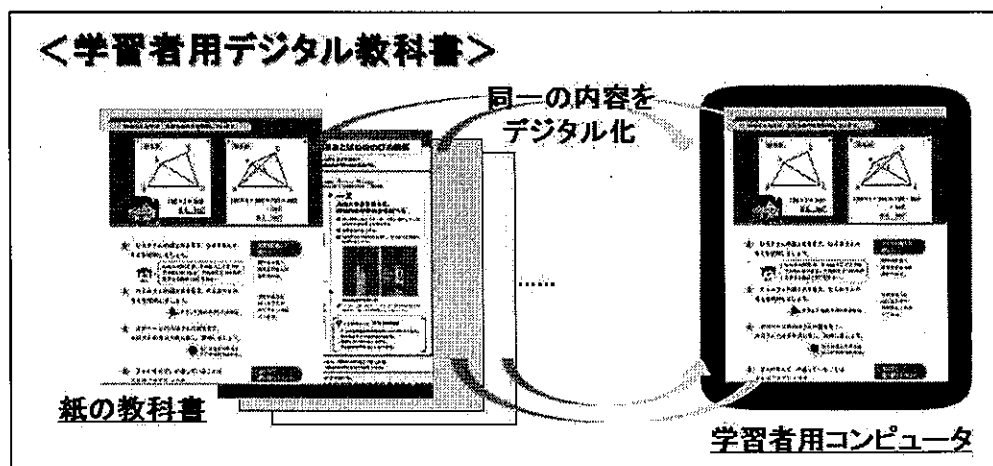
⁷ 関連資料参照。

⁸ 学習者用デジタル教科書関係法令については、附属資料参照。

- 学習者用デジタル教科書の制度化に当たっては、学校における教科書及び教材の使用について規定する学校教育法第 34 条等の一部が改正され、新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、一定の基準の下で、必要に応じ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用することができることとなる。

(2) 学習者用デジタル教科書の定義

- 今般の学校教育法等の一部改正等により制度化された学習者用デジタル教科書は、紙の教科書と同一の内容がデジタル化された教材であり、教科書発行者が作成するものである⁹。このため、動画・音声やアニメーション等のコンテンツは、学習者用デジタル教科書に該当せず、これまでの学習者用デジタル教材と同様に、学校教育法第 34 条第4項に規定する教材(補助教材)であるが、学習者用デジタル教科書とその他の学習者用デジタル教材を一体的に活用し、児童生徒の学習の充実を図ることも想定される。

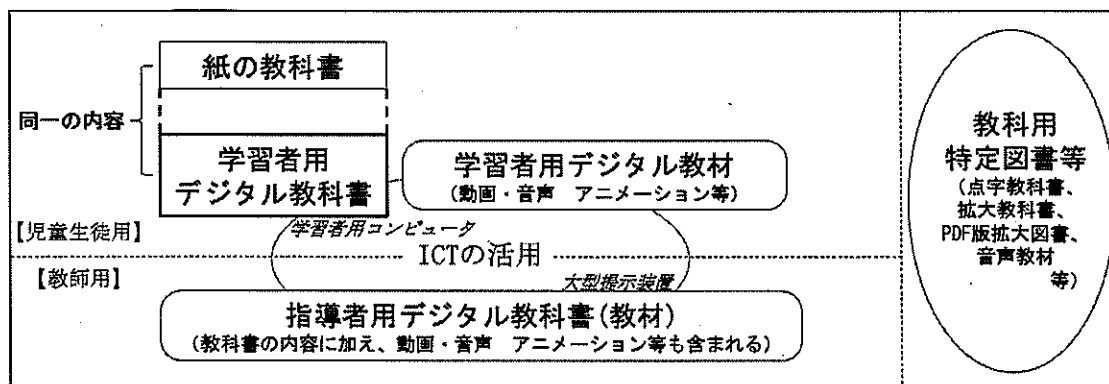


- 近年、大型提示装置において主に教師が補助教材として提示して使用する指導者用デジタル教科書(教材)の普及が進んでいるが、学習者用デジタル教科書は、指導者用デジタル教科書(教材)とは異なり、学習者用コンピュータにおいて児童生徒一人一人が使用するものである。
- また、教科用特定図書等¹⁰である音声教材や PDF 版拡大図書については、学習者用デジタル教科書に該当しないが、特別な配慮を必要とする児童生徒等の様々な学習ニーズを満たすため無償提供されており、年々その需要が高まっている。

⁹ 紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材（学校教育法第 34 条第 2 項及び学校教育法施行規則第 56 条の 5）。著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 33 条の 2、学校教育法施行規則第 56 条の 5 では、「教科用図書代替教材」との略称が用いられているが、本ガイドラインでは「学習者用デジタル教科書」としている。

¹⁰ 教科用特定図書等については文部科学省ホームページ参照。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1371719.htm

＜紙の教科書や学習者用デジタル教科書等の概念図＞



(3) 学習者用デジタル教科書の制度化の内容

○ 教育の情報化の進展に伴い、各学校においては、既に様々な学習者用デジタル教材を児童生徒が補助教材として活用しているが、今般の学習者用デジタル教科書の制度化により、次のとおり、一定の基準の下で、必要に応じ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できることとなる¹¹。

- ① 新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善など、児童生徒の学習を充実させるために、教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できることとなる。
- ② 特別な配慮を必要とする児童生徒等¹²に対し、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できることとなる。

○ 学習者用デジタル教科書は、その使用がプラスとマイナスの両面の効果・影響を持ち得ることなどから、効果的な活用の在り方や留意点を見極めつつ段階的にその導入を進めていくことが適当であるため、紙の教科書を基本とし、必要に応じて学習者用デジタル教科書を使用する併用制としている¹³。

○ このように、紙の教科書を基本とした併用制とすることから、各教育委員会等においては、これまでどおり、紙の教科書について採択を行うこととなる。また、義務教育諸学校については、紙の教科書が無償給与され、学習者用デジタル教科書は無償給与されない。

¹¹ 学習者用デジタル教科書の使用に当たって満たすべき基準は、「学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件」(平成30年文部科学省告示第237号)に規定されている(附属資料参照)。

¹² 「特別な配慮を必要とする児童生徒等」とは、具体的には、視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じないこと、これらに準ずるもの(色覚特性や化学物質過敏症等)により紙の教科書を使用することが困難な児童生徒をいう。

¹³ 特別な配慮を必要とする児童生徒等が、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する場合であっても、引き続き、紙の教科書を用意しておくことが必要である。これは、障害等による学習上の困難は個々の児童生徒によって異なるため、学習者用デジタル教科書のみを使用した場合に教師の期待どおりの効果が得られない場合や、機器の不調等によって教育上何らかの支障が生じる恐れがあり、その場合には、紙の教科書を使用できるようにすることが必要となるためである。

- 学習者用デジタル教科書は、紙の教科書と異なり、その使用が義務付けられるものではない。このため、各学校において、児童生徒の学習の充実等を図るために、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じて、使用するかどうか、どのように使用するかについて判断することとなる。この際、教育委員会は、所管の学校における学習者用デジタル教科書の使用について、必要に応じて届出や承認により関与することとなる¹⁴。

＜紙の教科書・学習者用デジタル教科書・その他補助教材と関連制度＞

	使用義務	無償給与	検定制度	地教行法 第 33 条第 2 項
紙の教科書 (学校教育法第 34 条 第 1 項)	○ (学校において 使用しなければ ならない)	○ (義務教育段階 に限る)	○	×
学習者用 デジタル教科書 (学校教育法第 34 条 第 2・3 項)	×	×	×	○
その他補助教材 (紙・デジタル) (学校教育法第 34 条 第 4 項)	×	×	×	○

(4) 学習者用デジタル教科書に関する著作権法の改正

- 学習者用デジタル教科書の制度化に当たり、著作権法の一部が改正され、紙の教科書に掲載された著作物について、学習者用デジタル教科書の発行者による補償金の支払¹⁵を条件に学習者用デジタル教科書へ掲載することのほか、その供給¹⁶や学校現場での使用に伴って様々な形態で利用することが可能となる。
- 一方、これは飽くまで学習者用デジタル教科書をその本来の目的で使用することに伴う著作物の利用を認めるものであり、例えば、学習者用デジタル教科書に掲載された一部の作品や写真等を抜粋して別途教材を作成したり、その教材を学習者に向けて配信したりするなど、「学習者用デジタル教科書の使用」と言えないような場合には、今回の制度改正で認められる著作権法第 33 条の 2 の利用の範囲外となる(なお、著作権法第 35 条(学校そ

¹⁴ 「(略) 教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする」(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 33 条第 2 項)。

¹⁵ 補償金の支払は、学習者用デジタル教科書の作成時に行われるものであり、その後の利用について支払う必要はない。

¹⁶ DVD 等の記録媒体による供給やインターネットによるダウンロード配信等。

その他の教育機関における複製等)や第 38 条(営利を目的としない上映等)等の規定が適用される可能性はある)¹⁷。

3. 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方について

(1) 新学習指導要領における ICT の活用の在り方

○ 新学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力として「情報活用能力」¹⁸が位置付けられている。情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、ICT を適切に活用した学習活動を充実することが必要となっている。

○ また、ICT を適切に活用した学習活動は、新学習指導要領で重視する「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善にも資するものであり、各教科等においても指導内容に応じて ICT を適切に活用することとされている。さらに、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導の充実を図る際に、ICT や教材・教具の活用を図ることとされている。加えて、障害のある児童生徒等の指導に当たっては、ICT を有効に活用し、指導の効果を高めるようにすることとされている。

○ このような新学習指導要領の実施を見据え、文部科学省は「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」を示している。また、第3期教育振興基本計画(平成 30 年6月 15 日、閣議決定)においても、ICT 利活用のための基盤の整備が目標として掲げられている。

「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」において示されたこれからの学習活動を支える ICT 機器等と設置の考え方の例

- ・学習者用コンピュータ:3クラスに1クラス分程度の配備
- ・指導者用コンピュータ:授業を担当する教師それぞれに1台分の配備
- ・無線 LAN:普通教室及び特別教室へ整備
- ・大型提示装置:普通教室及び特別教室への常設

(2) 学習者用デジタル教科書・学習者用デジタル教材の主な学習方法等の例

○ このように、新学習指導要領において、児童生徒の学習の充実や学習上の支援のために ICT を適切に活用することが求められる中で、各学校・教育委員会や教師の創意工夫により、学習者用デジタル教科書の特性・強みを生かした学習方法の開発・改善等が行われることが期待される。

¹⁷ 学校における学習者用デジタル教科書に掲載された著作物の利用については、発行者が著作権者等と一定の取決めを行う場合も想定されるため、どのような使用方法が認められているかを確認し、認められた範囲で使用する必要がある。

¹⁸ 情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。

- 具体的には、(ア)学習者用コンピュータの使用、(イ)他の学習者用デジタル教材との一体的な使用、(ウ)他の ICT 機器等との一体的な使用等により、以下のような学習方法が可能となることが考えられる¹⁹。

(ア) 学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用するにより可能となる学習方法

- ① 教科書の紙面を拡大して表示する(ポップアップやリフロー等を含む)
- ② 教科書の紙面にペンやマーカーで書き込むことを簡単に繰り返す
- ③ 教科書の紙面に書き込んだ内容を保存・表示する 等

(①～③に加え、特に特別な配慮を必要とする児童生徒等に対して効果的な学習方法)

- ④ 教科書の紙面を機械音声で読み上げる
- ⑤ 教科書の紙面の背景色・文字色を変更・反転する
- ⑥ 教科書の漢字にルビを振る 等

(イ) 学習者用デジタル教科書を他の学習者用デジタル教材と一体的に使用すること²⁰により可能となる学習方法

- ① 音読・朗読の音声やネイティブ・スピーカー等が話す音声を教科書の本文に同期させつつ使用する
- ② 教科書の文章や図表等を抜き出して活用するツールを使用する
- ③ 教科書の紙面に関連付けて動画・アニメーション等を使用する
- ④ 教科書の紙面に関連付けてドリル・ワークシート等を使用する 等

(ウ) 学習者用デジタル教科書を他の ICT 機器等と一体的に使用することにより可能となる学習方法

- ① 大型提示装置や教師のコンピュータに児童生徒の学習者用デジタル教科書の画面を表示する
- ② ネットワーク環境を利用して、児童生徒が行った書き込みの内容や関連して検索した情報などを教師や児童生徒間、さらには学校・家庭間で共有する 等

(3) 学習者用デジタル教科書の活用方法の例²¹

- このように、学習者用デジタル教科書を使用することにより様々な学習方法が可能となることが考えられるが、その使用に当たっては、学習の目的を明確にした上で、それを実現するための道具の一つとして学習者用デジタル教科書を活用することが重要である。

¹⁹ 各学習方法のイメージについては、附属資料参照。ただし、これらの学習方法は飽くまで例示であり、各学校における ICT 環境の整備状況や児童生徒の状況等に応じ、個々の教師の創意工夫により様々な学習方法が考えられる。また、学習者用デジタル教科書によって使用できる機能が異なることから、必ずしも全ての学習方法が実施できるとは限らない。

²⁰ 学習者用コンピュータの画面上で、学習者用デジタル教科書と教科書の文章や図表等に関連するデジタル教材を使用することにより、紙の教科書と学習者用デジタル教材とを行き来するよりも円滑にこれらを使用することを指す。

²¹ 各教科等における具体的な活用例については、附属資料を参照すること。

- その際、紙の教科書を基本として、黒板・ノートや指導者用デジタル教科書(教材)・学習者用デジタル教材を含む様々な補助教材を連携させながら体系的に学校教育を行う中で、学習者用デジタル教科書をどのように効果的に組み込んでいくか、という観点が重要となる。
- また、学習者用デジタル教科書を含め多様な ICT を児童生徒が適切かつ主体的、積極的に活用できるようになるためには、学習指導要領総則に示されているように、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力を育成し、ICT の基本的な操作を習得するための学習活動を各教科等において行うことが不可欠である。
- 先行事例として、学習者用デジタル教科書について、既に例示したような学習方法により、例えば、以下に示す学習場面において、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減に資するような活用が試みられている²²。

(個別学習の場面)

- 個々の児童生徒が作業を行う、問題に回答する等、児童生徒一人一人の能力や特性に応じた学習の場面

(ア) 試行錯誤する

- ① 学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用するにより、紙の教科書では躊躇するような、教科書の紙面にペンやマーカーで書き込むことを何度も繰り返すことを通して、試行錯誤する。
- ② 学習者用デジタル教科書を他の学習者用デジタル教材と一体的に使用するにより、教科書の紙面から必要な文章や図表等を抜き出し、それらの関係性を書きこむことを繰り返すことを通して、試行錯誤する。

(イ) 写真やイラストを細部まで見る

- ① 学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用するにより、教科書の紙面を拡大して表示することで、教科書の写真資料、挿絵、地図、グラフなどの細かな部分を拡大し、様々な角度から調べる。

(ウ) 学習内容の習熟の程度に応じた学習を行う

- ① 学習者用デジタル教科書を他の学習者用デジタル教材と一体的に使用するにより、外国語のネイティブ・スピーカー等が話す音声教科書の本文に同期させつつ使用することで、個々の児童生徒の習熟度に合わせて速度の変更や特定箇所の再生を繰り返し行う。
- ② 学習者用デジタル教科書を他の学習者用デジタル教材と一体的に使用するにより

²² 先行事例については、学習者用デジタル教科書の制度化以前であるため、補助教材として学習者用デジタル教科書が活用されているものである。

より、教科書の紙面に関連付けて動画・アニメーション等を使用することで、作図や実験等を行う際に理解できない部分を、個別に動画などで繰り返し確認する。

- ③ 学習者用デジタル教科書を他の学習者用デジタル教材と一体的に使用することにより、教科書の紙面に関連付けてドリル・ワークシート等を使用することで、個々の児童生徒の習熟度に合わせて練習問題に取り組む。

(グループ学習の場面)

- グループでの議論を行うなど、児童生徒同士が教え合い学び合う協働的な学習の場面

(エ) 自分の考えを見せ合い、共有・協働する

- ① 学習者用デジタル教科書への書き込み等により自分の考えを可視化し相手に示しつつ説明する。また、他の児童生徒と意見交換しながら、学習者用デジタル教科書にペンやマーカーで書き込むことを繰り返す。その際、書き込んだ内容を児童生徒間で共有することで、他の児童生徒の意見を自分の意見と組み合わせたり、編集して活用したりする。

(一斉学習の場面)

- 教師によるクラス全体に向けた指導など、一斉指導による学習の場面

(オ) 前回授業や既習事項の振り返りを行う

- ① 学習者用デジタル教科書を他の ICT 機器等と一体的に使用することにより、前回授業や既習事項の振り返りの際に、児童生徒が書き込みを行った学習者用デジタル教科書の画面を大型提示装置に表示し、クラス全体に提示することで、円滑に授業の導入につなげる。

(カ) 必要な情報のみを見せる

- ① 学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することにより、学習者用デジタル教科書の画面上で関係箇所だけを拡大して表示させ、教科書に記載されている解答に至る考え方を隠し、問題のみを見せる。

(キ) 自分の考えを発表する

- ① 学習者用デジタル教科書を他の ICT 機器等と一体的に使用することにより、児童生徒が書き込み等を行った学習者用デジタル教科書の画面を大型提示装置に表示し、クラス全体に向けて発表させたり、複数の学習者用デジタル教科書の画面を比較しながら議論させたりする。

(特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減)

- 特別な配慮を必要とする児童生徒等については、文字の拡大や音声読み上げ等の機能により、教科書の内容へのアクセスが容易となり、効果的に学習を行うことができる場合に

は、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できることとなる。

- 学習者用デジタル教科書の活用を検討する際には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨等²³も踏まえ、特別な配慮を必要とする児童生徒等のニーズを適切に把握し、対応に努めることが重要である。

(ク) 教科書の内容へのアクセスを容易にする

- ① 学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することにより、文字の拡大、色やフォントの変更等により画面が見やすくなることで、一人一人の状況に応じて、教科書の内容を理解しやすくする。
- ② 学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することにより、音声読み上げ機能等を活用することで、教科書の内容を認識・理解しやすくする。
- ③ 学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することにより、漢字にルビを振ることで、漢字が読めないことによるつまずきを避け、児童生徒の学習意欲を支える。
- ④ 学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することにより、教科書の紙面をそのまま拡大させたり、ページ番号の入力等により目的のページを容易に表示させたりすることで、教科書のどのページを見るか児童生徒が混乱しないようにする。
- ⑤ 学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することにより、文字の拡大やページ送り、書き込み等を児童生徒が自ら容易に行う。

(その他)

(ケ) 学習内容の理解を深めたり、興味関心を高めたりする

- ① 学習者用デジタル教科書を他の学習者用デジタル教材と一体的に使用することにより、教科書の紙面に関連付けて動画・アニメーション等を使用することで、関連する内容を含めて学習内容を深く理解させたり、児童生徒の興味関心を高めたりする。

(コ) 教師の教材準備や黑板への板書の時間を削減し、児童生徒に向き合う時間を増やす

- ① 学習者用デジタル教科書を他の学習者用デジタル教材と一体的に使用することにより、教師がワークシート等の教材の準備に要する負担を軽減し、より多くの時間を児童生徒への指導の充実に費やす。
- ② 学習者用デジタル教科書を他の ICT 機器等と一体的に使用することにより、必要

²³ 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）別紙 1 「不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例」

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

○ 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

に応じて、黒板への板書の代わりに児童生徒が書き込みを行った学習者用デジタル教科書の画面を大型提示装置に表示することで、より多くの時間を机間指導等の児童生徒への指導の充実に費やす。

(サ) 児童生徒の学習の進捗・習熟の程度や学習の過程を把握する

- ① 学習者用デジタル教科書を他の ICT 機器等と一体的に使用することにより、児童生徒の学習者用デジタル教科書の画面を、教師のコンピュータで随時確認することで、児童生徒の作業の進捗等を把握し、机間指導や発表の指名等を効果的に行う。
- ② 学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することにより、児童生徒の学習履歴を記録し、学習内容の習熟の程度を把握するとともに、児童生徒の書き込み等から思考の過程を把握し、児童生徒自らの考えの構築や説明・発表をサポートする。また、児童生徒の習熟の程度に応じた学習や、学習の過程の評価にこれらを活用する。

4. 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点について

- 学習者用デジタル教科書の使用に当たっては、以下のような点に留意することが必要である。

(1) 学習者用デジタル教科書を使用した指導上の留意点

- ① 学習者用デジタル教科書の導入は段階的に進めるため、まずは、紙の教科書を主として使用し、学習者用デジタル教科書と適切に組み合わせることとしていること²⁴。このため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できるのは、各学年における各教科等の授業時数の2分の1未満であること。²⁵ただし、特別な配慮を必要とする児童生徒等については、この限りではないこと。
- ② 学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用する授業においては、学習者用デジタル教科書の故障や不具合等が生じる場合に備え、可能な限り予備用学習者用コンピュータを準備しておくとともに、常に紙の教科書を使用できるようにしておくこと。
- ③ 学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用する授業においては、児童生徒一人一人が、それぞれ学習者用デジタル教科書を使用すること。全児童生徒に一人一台の学習者用コンピュータが整備されていない場合には、クラス間における利用調整等を行い、当該授業において一人一台の学習者用コンピュータを用意

²⁴ 『「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ』（平成 28 年 12 月）においては、「デジタル教科書の使用により学びの充実が期待される教科の一部（単元等）について、紙の教科書に代えて使用することで、教科書の使用義務の履行を認める特別の教材としてデジタル教科書を位置付けることが適当である」とされ、「全ての教育課程の履修に当たって、デジタル教科書を主たる教材として使用する」ことについては、「教科書により基礎的・基本的な教育内容の履修を保障することが不可欠であることに鑑みれば、許容するに当たっては、少なくとも、デジタル教科書の使用による効果・影響等に関する調査研究の結果を踏まえることが必要であり、現時点において認めることは適当ではない」とされた。

²⁵ 学校教育法第 34 条第 2 項に規定する教材の使用について定める件（平成 30 年文部科学省告示第 237 号）第 1 条第 1 項において規定。なお、紙の教科書に加え補助教材として学習者用デジタル教科書を使用する授業は、「2 分の 1 未満」の算定に含まない。

すること。

- ④ 学習者用デジタル教科書や学習者用デジタル教材を単に視聴させるだけではなく、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に資するよう活用すること。また、児童生徒が自分の考えを発表する際に、必要に応じて具体的なものなどを用いたり、黒板に書いたりするなど、学習者用デジタル教科書の使用に固執しないこと。
- ⑤ 学習者用デジタル教科書の使用により、文字を手書きすることや実験・実習等の体験的な学習活動が疎かになることは避けること。漢字や計算等に関する繰り返し学習や学習内容をまとめる等で書くことが大事な場面では、ノートの使用を基本とすること²⁶。
- ⑥ 児童生徒が授業と関係のない内容を閲覧して授業に集中しないことがないよう、例えば、学習者用デジタル教科書を使わないときは学習者用コンピュータの画面を閉じるなど、児童生徒が授業において適切に学習者用デジタル教科書を使用するよう指導すること。
- ⑦ 学習者用デジタル教科書の活用状況について、各学校において教育課程の実施状況を評価する中で適切に把握するなどして、学習者用デジタル教科書の効果的な活用方法やその効果・影響を見極めつつ、必要に応じて学習者用デジタル教科書の使用を見直すことも含め、指導方法や指導体制の改善に努めること。

(2) 学習者用デジタル教科書を使用する教職員の体制等の留意点

- ① 学習者用デジタル教科書の導入に伴い、学習者用デジタル教科書を他の ICT とともに効果的に活用できるよう、教師の ICT 活用指導力の向上を図ること²⁷。
- ② 学習者用デジタル教科書の導入に当たっては、とりわけ、インストール作業や初期設定作業、必要が生じた際のコンテンツの更新作業、学習者用デジタル教科書とともに使用する学習者用デジタル教材や ICT 機器の導入等への対応などが必要となること。このような ICT 機器等に関する対応や授業支援など、ICT を活用した授業等を教師が円滑に行うための支援を行う ICT 支援員の適切な配置²⁸などサポート体制の整備を行うこと。

(3) 児童生徒の健康に関する留意点

- ① 「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」(平成 26 年、文部科学省)²⁹において、ICT 機器の画面の見えにくさの原因やその改善方策、児童生徒の姿勢に関する指導の充実など、教師や児童生徒が授業において ICT を円滑

²⁶ 読み・書き等に困難のある児童生徒等については、ICT 機器の使用を許可するなど合理的配慮に留意すること。

²⁷ 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会答申)において、「ICT を用いた指導法については、教員が授業のどの場面でもどのような教材を提示すれば児童生徒の関心意欲を引き出したり、理解を促したりしやすいかという観点や、児童生徒が学習の道具や環境として適切に ICT を用いて学習を進めることを教員が促す観点を含めて、授業力の育成を図る必要がある」とされている。

²⁸ ICT 支援員の配置数：約 2,800 人(平成 30 年 3 月時点)。ICT 支援員の配置を含めて学校の ICT 環境整備に必要な経費については地方財政措置が講じられるとともに、各地方公共団体に対し、積極的な活用を促している。

²⁹ 附属資料及び関連資料参照。

に活用するための留意事項について、専門家の知見なども踏まえて掲載しているため、これを参考にすることが考えられること。

- ② これに加え、学習者用デジタル教科書に関して、専門家から提示された以下の点についても留意すること。
 - ・ 学習者用デジタル教科書を使用する際には、姿勢に関する指導を適切に行い、目と学習者用コンピュータの画面との距離を30 cm程度以上離すよう指導すること³⁰。
 - ・ 心身への影響が生じないように、日常観察や学校健診等を通して、学校医とも連携の上、児童生徒の状況を確認するよう努めること³¹。必要に応じて、眼精疲労の有無やその程度など心身の状況について、児童生徒にアンケート調査を行うことも考えられること。

(4) 特別な配慮を必要とする児童生徒等が使用する際の留意点

- ① 特別な配慮を必要とする児童生徒等については、一人一人の障害等の状態や学習ニーズによって、拡大や音声読み上げの機能等の必要性や使用方法に違いがあることから、学習者用デジタル教科書及び学習者用コンピュータ等の機能等や使用方法が児童生徒にとって適切なものか確認しつつ使用すること³²。
- ② 学習者用デジタル教科書のみによって、様々な特別な配慮を必要とする児童生徒等の全ての学習ニーズを満たすことは難しい場合も想定されるため、引き続き、音声教材やPDF版拡大図書等の教科用特定図書等の活用も検討すること。
- ③ 学習者用デジタル教科書等の使用に当たっては、周囲の児童生徒への理解啓発を図るなど、特別な配慮を必要とする児童生徒等が学習者用コンピュータ等を教室で使用しやすい環境を整えるよう努めること。
- ④ 特別な配慮を必要とする児童生徒等については、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できることから、その学習上の効果や健康面の影響を適切に把握するよう特に努めること。

(5) 学習者用デジタル教材についての留意点

- ① 学習者用デジタル教科書や、動画・アニメーションやドリル・ワークシート等の学習者用デジタル教材については、他の補助教材と同様に、平成27年3月4日文科初第1257号「学校における補助教材の適切な取扱いについて(通知)」³³も踏まえた適正な取扱いが求められること。特に、学習者用デジタル教科書と他の学習者用デジ

³⁰ 例えば、視覚障害のある児童生徒については、顔を近づけないと文字が読めない場合があるなど、一人一人の障害等の状態や学習ニーズによって適切な使用方法が異なることに留意が必要である。4.(4)参照。

³¹ 例えば、ICT機器を使用した作業を長時間連続して続けることによるVDT (Visual Display Terminal) 症候群の症状として、目の症状(眼精疲労、視力低下、ドライアイなど)、体の症状(肩のこり、首から肩、腕の痛み、頭痛など)、心の症状(イライラ感、不安感、抑うつ症状など)が専門家から指摘されている。

³² 例えば、色覚特性のある児童生徒については、学習者用コンピュータの機能として、画面をグレースケールや白黒反転等で表示し、カラーユニバーサルデザインに対応することができる場合がある。

³³ 附属資料参照。

タル教材が一体となっている場合には、児童生徒が自由かつ容易にアクセス可能となることから、有益適切な教材であることを学校・教育委員会等において事前に確認し、不適切に使用されないよう管理を行うこと。

(6) ICT 環境についての留意点

- ① 学習者用デジタル教科書の特性・強みを十分に活用するためには、各学校における ICT 環境の充実が重要となることから、「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」も踏まえ ICT 環境整備に取り組むこと³⁴。その際、使用する学習者用デジタル教科書の機能や、その使用に適した ICT 機器の性能等について確認すること³⁵。
- ② 現状においては、学習者用デジタル教科書を使用するために必要な学習者用コンピュータについて、基本的には学校所有の教具として整備されたものを用いることが想定される³⁶ことから、教材である学習者用デジタル教科書の費用についても設置者が負担し、学校所有の教具として整備されたものを用いることが基本的には想定されること。また、新たに学習者用コンピュータ等を整備する際に、あらかじめ学習者用デジタル教科書や学習者用デジタル教材等をインストールして整備する等の工夫を各地方公共団体が行うことも考えられること。
- ③ 学習者用デジタル教科書の使用に伴い、ネットワーク環境を活用することも考えられるが、その場合、学校や家庭におけるネットワーク環境の整備状況が適切か確認すること³⁷。また、宿題や予習・復習等の家庭学習などにおける学習者用デジタル教科書の使用に当たっては、家庭におけるネットワーク環境が整備されていない児童生徒に配慮すること。
- ④ 各教育委員会や学校において、インターネットへの接続管理やフィルタリング等による児童生徒の発達段階を踏まえた有害情報等への対策やネット依存等に関する情報モラル教育を適切に行うこと。
- ⑤ 教師や児童生徒が安心して学校において ICT を活用できるようにするため、外部の者等による不正アクセスの防止等の情報セキュリティ対策を講じること。

³⁴ 公立学校における ICT 環境整備については、2018～2022 年度に単年度 1,805 億円の地方財政措置を講じることとされている。また、私立学校については、ICT 教育設備の整備に必要な経費について、1/2 以内を私学助成により補助している（平成 30 年度現在）。

³⁵ 「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」では、例えば、学習者用コンピュータの機能の考え方について、①学習用ソフトウェアが安定して動作する機能を有すること、②授業運営に支障がないように短時間で起動する機能を有すること、③安定した高速接続が可能な無線 LAN が利用できる機能を有すること、④コンテンツの見やすさ、文字の判別のしやすさを踏まえた画面サイズを有すること、等が示されている。

³⁶ 例えば、特別な配慮を必要とする児童生徒等への対応や高等学校等を中心として、家庭用又は個人用のコンピュータを学校において活用する事例が出てきており、これを否定するものではない。

³⁷ 「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」では、①外部ネットワーク等への接続のための通信回線は、大容量のデータのダウンロードや集中アクセスにおいても通信速度又はネットワークの通信量が確保されること、②校内 LAN（有線及び無線）は、学級で児童生徒全員が 1 人 1 台の学習者用コンピュータを使い調べ学習等のインターネット検索をしても安定的に稼働する環境を確保すること、とされている。

終わりに

- 今、我が国は、Society5.0の実現に向けてAIやビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいる。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割は大きい。激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっている³⁸。
- このような中、新学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力として情報活用能力が位置付けられた。また、各教科等の指導において、教師が蓄積した知見・経験に加えてICTを活用することにより、これまでの指導方法をより効果的に行うことや、これまで実現できなかった指導方法を行うことが可能となり、児童生徒の学習の充実につながるような実践が広がってきている。
- さらに、特別な配慮を必要とする児童生徒等にとって、ICTを活用することは、学習上の困難を低減させる大きな可能性を有しており、合理的配慮の観点から真摯に取り組むことが重要である。
- 学習者用デジタル教科書は、このような教育の情報化の流れの中で、教科書にICTの特性・強みを生かすという観点から制度化が行われたものである。この新たな学びのツールを効果的に活用するためには、教師のICT活用指導力の向上やICT環境整備に取り組む必要があるとともに、学習の目的を実現するための手段である学習者用デジタル教科書の使用自体が目的化することは避けなければならない。
- 本ガイドラインは、学習者用デジタル教科書が効果的に活用されるよう、学校・教育委員会等の参考となる情報を届けるため、現時点における事例や知見等に基づいて、その活用方法や留意点をまとめたものである。今後の学習者用デジタル教科書の普及に伴い、更なる活用方法や留意点等が明らかになった場合には、それらを本ガイドラインに反映させていくことが必要となる。
- 2020年度から順次実施される新学習指導要領を見据え、各学校・教育委員会や個々の教師が、それぞれ創意工夫を生かしつつ、学習者用デジタル教科書を日々の授業の中で活用していく際に、本ガイドラインがその一助となることを期待する。

³⁸ 教育振興基本計画（平成30年6月15日、閣議決定）